に係る技術上の規格を定める省令住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備平成十七年総務省令第十一号

目次

「消防法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)

「政法を行命を次のように定める。

「政策を決める。

「政策を決める。」

「政策を決める。」

「政策を決める。

「政策を決める。」

「政策を決める。

「政策を決める。」

「政策を決しる。」

「政策

条)

住宅用防災報知設備(第九条・第十

住宅用防災警報器(第三条—第八条)

総則

(第一条・第二条)

第四章 雑則(第十一条)

第一章 総則

第一条 この省令は、消防法(昭和二十三年法律第一条 この省令は、消防法(昭和二十七号)第五法施行令(昭和三十六年政令第三十七号)第五 る技術上の規格を定め、並びに同条の規定に基づき、住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定めるものとする。

(用語の意義)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一 住宅用防災警報器 住宅 (消防法第九条のにおける火災の発生を未然に又は早期に感知し、及び報知する警報器であつて、感知部、し、及び報知する警報器であって、感知部、自然の表し、次の各号に掲げる用第二条 この省令において、次の各号に掲げる用

一住宅用防災報知設備 住宅における火災の 発生を未然に又は早期に感知し、及び報知する火災報知設備であつて、感知器(火災報知 を定める省令(昭和五十六年自治省令第十八号)第二条第一号に規定するものをいう。)、受信機 (受信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和五十六年自治省令第十八号)第二条第(四和五十六年自治省令第十八号)第二条第(四和五十六年自治省令第十八号)第二条第(四和五十六年自治省令第十八号)第二条第(昭和五十六年自治省令第十九号)第二条第(四和五十六年自治省令第十九号)第二条第(四和五十六年自治省令第十九号)第二条第(中継器又は補助警報装置を除く。)。

> するものをいう。 局所の煙によるイオン電流の変化により作動局所の煙によるイオン電流の変化により作動という。)を発する住宅用防災警報器で、一火災が発生した旨の警報(以下「火災警報」が一定の濃度以上の煙を含むに至つたときにが一定の濃度以上の煙を含むに至ったときに

四、大電式住宅用防災警報器 周囲の空気が一番では、日本のをいう。

では、 、変警報を発する住宅用防災警報器をいう。 、変警報を発する住宅用防災警報器をいう。 四の二 定温式住宅用防災警報器 一局所の周

の発生した場合に火災警報を発する機能を有いる。 整報器で、火災の発生を感知した場合に火災 警報器で、火災の発生を感知した場合に火災 の発生した旨の信号(以下「火災信号」とい の発生した場合に火災警報器に発信する機 を受信した場合に火災警報器と発信する機 を受信した場合に火災警報器と発信する機 を受信した場合に火災警報器と発信する機 を受信した場合に火災警報器と発信する機 を受信した場合に火災警報器と発信を有 を受信した場合に火災警報器と発信を有 を受信した場合に火災警報器と発信を有 を受信した場合に火災警報を発する機能を有 を受信した場合に火災

る装置による試験機能をいう。 ていることを、自動的に確認することができ 用防災報知設備に係る機能が適正に維持され 五 自動試験機能 住宅用防災警報器及び住宅

災警報を発する装置をいう。 が発生した旨の信号を受信して、補助的に火 所防災報知設備の受信機から発せられた火災 し、有効に火災警報を伝達するために、住宅 、補助警報装置 住宅の内部にいる者に対

第二章 住宅用防災警報器

(構造及び機能)

二 取付け及び取り外しが容易にできる構造でに定めるところによらなければならない。 に定めるところによらなければならない。 一 感知部は、火災の発生を煙又は熱により感一の二 確実に火災警報を発し、かつ、取扱い一の二 確実に火災警報を発し、かつ、取扱いののでは、火災の発生を煙又は熱により感

三一耐久性を有すること。あること。

じないこと。 じないこと。

1 91巻に、「から記さいます」、「かった」のその外箱が変形しないこと。四 通常の使用状態において、温度の変化によ

₩□ 六 部品は、機能に異常を生じないように、的に めの措置を講ずること。 五の二 無極性のものを除き、誤接続防止のた

ること。
なこと。
ること。

うに、十分に保護すること。 充電部は、外部から容易に人が触れないよ

、災警報器に係る機能に著しい変動を生じない災警報器に係る機能に著しい変動を生じない人感知部の受ける気流の方向により住宅用防

異常を生じないこと。 定位置から四十五度傾斜させた場合、機能に定位置から四十五度傾斜させた場合、機能に

火災警報は、次によること。

の状態を一分間以上継続できること。 一警報音(音声によるものを含む。以下同 で。)により火災警報を発する住宅用防災 に、当該各号に定める値の電圧におい で、無響室で警報部の中心から前方一メー 下ル離れた地点で測定した値が、七十デシ 下ル離れた地点で測定した値が、七十デシ 下が離れた地点で測定した値が、七十デシ 下がかい、当該各号に定める値の電圧におい で、無響室で警報部の中心から前方一メー 大ル離れた地点で測定した値が、七十デシ 下の状態を一分間以上継続できること。

る電圧の下限値器 住宅用防災警報器を有効に作動できる電圧の下限値

るものであること。
るものであること。
は、有効に火災の発生を報知できる者に対し、有効に火災の発生を報知できる者に対し、有効に火災警報を発する住宅

あつては、次によること。- 電源に電池を用いる住宅用防災警報器に

のものにあつては、この限りでない。し、電池の有効期間が本体の有効期間以上

圧の下限値となつたことを七十二時間以上

住宅用防災警報器を有効に作動できる電

点滅表示等により自動的に表示し、

又はそ

ことができること。の旨を七十二時間以上音響により伝達する

視状態に復旧するものであること。 は、当該スイッチの操作により火災警報を停は、当該スイッチの操作により火災警報を停は、当該スイッチの操作により火災警報を停止す スイッチの操作により火災警報を停止す

十四 イオン化式住宅用防災警報器及び光電式体素子とすること。 本素子とすること。

は、 33 かに終まででは、 3 次に 2 次のでは、 3 次のでは、 4 次のでは、 4 次のでは、 5 次のでは、 5

こと。

イ 自動試験機能は、住宅用防災警報器の機にあつては、次によること。 十六 自動試験機能を有する住宅用防災警報器

イ 自動試験機能は、住宅用防災警報器の感知部が適正であることを確認できるものであるが適正であることを確認できるものであるが適正であり、かつ、住宅用防災警報器の機

ては、この限りではない。も火災を感知することができるものにあつも火災を感知することができるものにあつあること。ただし、機能の確認中であつてあること。ただし、機能の確認中であつて

ることができること。
との旨を七十二時間以上音響により伝達することができること。
との論を七十二時間以上音響により自動的に表示し、又は機能が異常となつたことを七十二時間以代は、この限りではない。

十七 電源変圧器は、電気用品の技術上の基準を定める省令(平成二十五年経済産業省令第三十四号)に規定するベル用変圧器と同等以三十四号)に規定するでかり、かつ、その容量は最大使用電流に連続して耐えるものであ

と。
一十 連動型住宅用防災警報器は、次によるこ

用防災警報器から発信する火災信号は、他イー火災の発生を感知した場合に連動型住宅

あること。 実に火災警報を発することができるもので ってより火災信号を受信した場合に、確

こと。
ことができるものにあつては、次によるることができるものにあつては、次によるスイッチの操作により火災警報を停止す

(附属装置)

(イ) スイッチの操作により火災警報を停止 (人) はいる (人) はい

(I) 火災の発生を感知した連動型住宅用防 災警報器の火災警報を、それ以外の連動 災警報器の火災警報を、それ以外の連動 が、できないものであること。 無線設備を有するものにあつては、次に 無線設備を有するものにあつては、次に ないよること。

(イ) 無線設備は、無線設備規則(昭和二十一人) 無線設備は、無線設備規則第十八号)第四 正年電波監理委員会規則第十八号)第四 正年電波監理委員会規則第十八号)第四 によい。

受信できる最低の電界強度の値が設計値を信できる最低の電界強度の値が設計値は、当該住宅用防災警報器から三メートル離れた位置から発信される信号を一トル離れた位置から発信される信号を一トル離れた位置から発信される信号を一トル離れた位置から発信される信号を開防災警報器から三メートル離れた位置から発音される信号の電界強度の値は、当

発信にあつては、次によること。無線設備における火災信号の受信及び

以下であること。

内であること。 内であること。 水災の発生を感知した住宅用防災警 (1) 火災の発生を感知した住宅用防災警

ている間は、断続的に当該信号を発信(2)無線設備が火災信号の受信を継続し

ものにあつては、この限りでない。る機能又はこれに類する機能を有する報器から火災を受信した旨を確認できすること。ただし、他の住宅用防災警

ができる装置を設けること。

こと。

一他の機器と識別できる信号を発信する

(試験)

第四条 住宅用防災警報器には、その機能に有害

第五条 住宅用防災警報器は、次の各号に掲げる 第五条 住宅用防災警報器は、次の各号に掲げる 電源電圧変動試験に適合するものでなければならない。
一 電源電圧変動試験 住宅用防災警報器は、
西十パーセント以下の範囲内 (他の住宅用防災警報器又は電池を用いる住宅用防災警報器は、
数器又は電池を用いる住宅用防災警報器は、
でては、供給される電力に係る電圧変動の下
のでは、供給される電力に係る電圧変動の下
のでは、供給される電力に係る電圧変動の下
のでは、供給される電力に係る電圧変動の下
のでは、供給される電力に係る電圧変動の下
のでは、供給される電力に係る電圧変動の下
のでは、供給される電力に係る電圧変動の下
のでは、供給される電力に係る電圧変動の下
のでは、供給される電力に係る電圧変動の下
のでは、供給される電力に係る電圧変動の下
ので変動した場合、機能
は関係に関係を表する場合、機能
は関係に変動した場合、機能
は関係に対して、
ので変動した場合、機能
は関係に関係に対して、
ので変動した場合、機能
は関係に対して、
ので変動した場合、
ので変動した場合、
は関係に対して、
ので変動した場合、
ので変動した場合、
ので変動した場合、
のでは、
ので変動した場合、
ので変動した場合、
ので変動した場合、
ので変動した場合、
ので変動に対して、
ので変数を表すに対して、
ので変動に対して、
ので変数を表すに対して、
ので変数を表すに対して、
ので変動に対して

一の三 気流試験 イオン化式住宅用防災警報 者に宅用防災警報器は、定格電圧において消と。と。 と。 おり 消費電流測定試験 電源に電池を用い一の二 消費電流測定試験 電源に電池を用い

照射したとき、火災警報を発しないこと。い動作を十回繰り返した後、五分間連続してい動作を十回繰り返した後、五分間連続しな電状態において、白熱ランプを用い照度五千二 外光試験 光電式住宅用防災警報器は、通

秒の気流に五分間投入したとき、火災警報を器は、通電状態において、風速五メートル毎

発しないこと。

宅用防災警報器の基板面に清水を五立方センのを除く。)は、通電状態において、当該住を用いないもの及び自動試験機能を有するもは電線(端子に代えて用いるものに限る。)三の二 滴下試験 住宅用防災警報器(端子又三の二 滴下試験

はでき た場合、機能に異常を生じないこと。こと であること では に有する 四 腐食試験 耐食性能を有する住宅用防災警 に有害 に、通電状態において、当該試験は、温度四十五度と でつた場合、機能に異常を生じないこと。これがでは、五リットルの手が破壁・トリットルがで加えて発生させる亜硫酸ガス中で、通電状態において四日間放置する試験を いった溶液 百五十六ミリリットルを千ミリリットルがで加えて発生させる亜硫酸ガス中で であた場合、機能に異常を生じないこと。これは、温度四十五度に、通電状態において、当該試験は、温度四十五度に有する。 これができ に、通電状態において、当該試験は、温度四十五度に有する に、通電状態に異常を生じないこと。

こと。

こと。

こと。

こと。

こと。

こと。

こと。

六 衝撃試験 住宅用防災警報器は、任意の方向に最大加速度五十重力加速度の衝撃を五回向に最大加速度五十進力加速度の衝撃を五回かった場合、機能に異常を生じないこと。 第一項に定める日本産業規格 Z 八九〇一の五種を含む空気に十五分間触れた場合、機能に異常を生じないこと。この場合において、当該試験は、温度二十度で相対湿度四十て、当該試験は、温度二十度で相対湿度四十て、当該試験は、温度二十度で相対湿度四十て、当該試験は、温度二十度で相対湿度四十次一セントの状態で行うこと。

3 衝撃電圧試験 外部配線端子を有する住宅 衛撃電圧試験 外部配線端子を有する住宅

周期百ヘルツで加える試験トの電圧をパルス幅一マイクロ秒、繰返しトの電圧をパルス幅一マイクロ秒、繰返し

において、温度四十度で相対湿度九十五パー

湿度試験 住宅用防災警報器は、通電状態

セントの空気中に四日間放置した場合、

適正

2

な監視状態を継続すること。

を記ってあれました。これであるに、これであるでは、エリットルの試験器の中に、で測定した値が五十メガオーム以上であるこのでは、エリットルの試験器の中に、の絶縁抵抗は、直流五百ボルトの絶縁抵抗計に場合、機能に異常を生じないこと。 れた端子の間及び充電部と金属製外箱との間チメートル毎分の割合で滴下する試験を行つ 九 絶縁抵抗試験 住宅用防災警報器の絶縁さ

ならない。 前項第一号の三、第二号、第九号及び第十号の試験は、次に掲げる条件の下で行わなければ

温度五度以上三十五度以下

セント以下 相対湿度四十五パーセント以上八十五パー

(イオン化式住宅用防災警報器の感度)

第六条 イオン化式住宅用防災警報器の感度は、その有する種別に応じ、K、V、T及びtの値を次の表のように定めた場合、次の各号に定める試験(以下この条において「イオン化式住宅制防災警報器の感度は、

反こ三〇三・四キュベケンレのアメリンウムニ四万方の電極が直径五センチメートルの円形の金属行板電極(電極間の間隔が二センチメートルで、三種 〇・二四 二種 〇・二四 二一種 〇・二四 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	反こ三〇三・四キュ	一方の電極が直径五	行板電極(電極間の	注 Kは、公称作品	二種 〇・二四	一種 〇・一九 二	種別 K
ウ形の金属 エ 五 t	ユベケノレりアメリン	ユセンチメートルの円	隔	上動電離電流変化率で			
豆属で、平 五 t	ウムー	形の全	トル	あり、			Т
	U	嶌	で、	平		五.	t

一 作動試験

こと。て砂以内で火災警報を発する入したとき、T秒以内で火災警報を発する外したとき、T秒以内で火災警報を発する電離電流の変化率一・三五Kの濃度の煙を

一 不作動試験

中に三十分間放置した後において行うものとす | 2

3 警報器の感度試験について準用する。 (光電式住宅用防災警報器の感度) 前条第二項の規定は、イオン化式住宅用防災

(表示)

第七条 光電式住宅用防災警報器の感度は、その 有する種別に応じ、K、V、T及びtの値を次 感度試験」という。)に合格するものでなけれ験(次項において「光電式住宅用防災警報器の の表のように定めた場合、次の各号に定める試

(1				
種別	K	V	Т	t	
一種	五	二〇以上四〇以下	六〇	Ŧī.	
二種	-0				
注	K は、	公称作動濃度であり、減・	火光率で示	示	
す。	の場合	この場合において、減光率は、光源	光源を色温度		
-	11 (5)	•	N. H.	ŕ	

二千八百度の白熱電球とし ものとして測定する。 受光剖を視感度に近

流に投入したとき、T秒以内で火災警報を の煙を含む風速Vセンチメートル毎秒の気 発すること。 メートル当たりの減光率一・五Kの濃度

の煙を含む風速∨センチメートル毎秒の気一メートル当たりの減光率○・五Kの濃度 不作動試験

式住宅用防災警報器の感度試験について準用す 第五条第二項及び前条第二項の規定は、光電 流に投入したとき、t分以内で作動しない

2

(定温式住宅用防災警報器の感度)

第七条の二 定温式住宅用防災警報器の感度は 次の各号に定める試験に合格するものでなけれ ならない。

次式で定める時間 t 秒以内) で火災警報を発 すること。 メートル毎秒の垂直気流に投入したとき、四 作動試験 八十一・二五度の温度の風速一 ·秒以内(壁面に設置するものにあつては、 2

 $t = 401 \text{ og} 10 (1 + (65 - \theta \text{ r}))$ /16.25) /108101 6 2 5) (1 + 6)

θ rは室温(度)を表す。

の垂直気流に投入したとき、十分以内で作動 しないこと 不作動試験 五十度の風速一メートル毎秒

する。 温式住宅用防災警報器の感度試験について準用第五条第二項及び第六条第二項の規定は、定

第八条 住宅用防災警報器には、次の各号に掲げ 第二号の規定により設置した状態において容易第七号の表示は消防法施行令第五条の七第一項 る事項を見やすい箇所に容易に消えないように 表示しなければならない。ただし、第六号及び に識別できる大きさとし、第十一号の表示は外

一 光電式、イオン化式又は定温式の別及び住面に表示しなければならない。 宅用防災警報器という文字

二の二 型式及び型式番号 二 種別を有するものにあってはその種別

(表示)

製造年

れに類するものに表示するものを除く。)四の二 取扱方法の概要(取扱説明書その他こ 製造事業者の氏名又は名称

Ŧi. という文字 耐食性能を有するものにあっては、 耐食型

六 交換期限(自動試験機能を有するものを除 <

t 型という文字 動試験機能付という文字 連動型住宅用防災警報器にあっては、 自動試験機能を有するものにあっては、 連動 自

を有するものにあっては、無線式という文字 の種類及び電圧 電源に電池を用いるものにあっては、電池 連動型住宅用防災警報器のうち、無線設備 イオン化式住宅用防災警報器にあって

条の五第一項に規定する特定認証機器であ (昭和三十二年法律第百六十七号) 第十二 次に掲げる事項 放射性同位元素等の規制に関する法律

廃棄に関する注意表示

る旨の表示

住宅用防災警報器(無極性のものを除く。)に限る。) 使用温度範囲(使用温度範囲があるもの公称音圧(公称音圧があるものに限る。)

い。
に容易に消えないように表示しなければならなに用いる端子板には、端子記号を見やすい箇所に用いる端子板には、端子記号を見やすい箇所に用いる端子板には、端子記号を見やすい

(住宅用防災報知設備の補助警報装置の火災警第三章 住宅用防災報知設備

災警報は、次に定めるところによらなければな第九条 住宅用防災報知設備の補助警報装置の火 らない。

> の状態を一分間以上継続できること。 た値が、七十デシベル以上であり、かつ、そ 中心から前方一メートル離れた地点で測定し 宅用防災報知設備の補助警報装置の警報部の 報知設備の補助警報装置における音圧は、電 十パーセント以下の値において、無響室で住 源の電圧が定格電圧の九十パーセント以上百 警報音により火災警報を発する住宅用防災

防災報知設備の補助警報装置にあつては、住二 警報音以外により火災警報を発する住宅用 を報知できるものであること。 宅の内部にいる者に対し、有効に火災の発生

第十条 住宅用防災報知設備の補助警報装置に 易に消えないように表示しなければならない。 は、次の各号に掲げる事項を見やすい箇所に容 補助警報装置という文字

製造事業者の氏名又は名称

兀 三者の名称 確認した場合にあつては、その旨及び当該第1 この省令の規定に適合することを第三者が

第四章 雑則

(基準の特例)

第十一条 新たな技術開発に係る住宅用防災警報 上の性能があると総務大臣が認めた場合は、こ いて、その形状、構造、材質及び性能から判断 器又は住宅用防災報知設備の補助警報装置につ の省令の規定にかかわらず、総務大臣が定める して、この省令の規定に適合するものと同等以 技術上の規格によることができる。

する。 定の施行の日(平成十八年六月一日)から施 災害防止法の一部を改正する法律(平成十六年 法律第六十五号)附則第一条第二号に掲げる規 この省令は、消防法及び石油コンビナート等

第二五号) (平成二五年三月二七日総務省令 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十六年四月一日

第二条 この省令の施行の際現に存する住宅 以下この条において同じ。)若しくは現に新築、防法第九条の二第一項に規定する住宅をいう。 施行する。 (経過措置) 改築、移転、 修繕若しくは模様替えの工

> 従前の例による。 条の規定に適合しないものに係る技術上の規格 五条、第六条、第七条の二、第八条及び第十一 技術上の規格を定める省令第二条、第三条、第 宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る 警報器のうち、第一条の規定による改正後の住 替えの工事を開始する住宅における住宅用防災 事中の住宅又は平成三十一年三月三十一日まで については、これらの規定にかかわらず、なお に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様

第二五号) 則 (平成二六年三月三一日総務省令

この省令は、 公布の日から施行する

一九号) 附 則 (令和元年六月二八日総務省令第

施行する。 する法律の施行の日(令和元年七月一日) この省令は、不正競争防止法等の一部を改正 から

三五号) 則 (令和元年八月三〇日総務省令第

の施行の日 炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律 強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子 この省令は、原子力利用における安全対策 (令和元年九月一日) から施行す